

# 貸金業対策関係資料

(平成17年7月29日)

東京都産業労働局  
金融部 貸金業対策課

## I 貸金業者に対する登録、監督事務

(都知事登録の範囲)

都の区域内にのみ営業所または事務所を設置して事業を営む者

(都知事登録業者の状況)

4, 222者 (17.3.31 現在)

(内訳) 都(1) 2,281、 都(2) 649、 都(3)~(8) 1,292

<参考>

登録業者数の推移

年 度	13	14	15	16
東 京 都	6, 778	6, 983	5, 816	<u>4, 222</u>
全 国	27, 551	26, 281	23, 708	—

都の登録業者数は、15、16年度と大幅に減少している。その要因は、新規登録業者数の減少(14年度 2,226件、15年度 1,337件、16年度 804件)や登録取消しの行政処分が増加などによるものである。

## II 東京都の取り組み

### 1 経 過

#### (1) ヤミ金融問題の深刻化

- ・平成14年度以降、都に寄せられる苦情・相談が急増

(13年度 約12,000件 → 14年度 約22,000件)

#### (2) 取り組み強化

##### ① 担当部局の体制整備

- ・14年4月 24名体制 ← (13年4月 14名体制)

※登録部門と検査指導部門の2係体制に編成。警視庁との連携強化を図る

- ・16年4月 36名体制 (貸金業対策課の設置)

※貸金業対策に関する専管組織を設置し、組織強化を図る

##### ② 悪質業者等に対する行政処分の徹底、登録審査の厳格化

(行政処分)

- ・14年6月 都知事の議会表明「悪質業者に対しかつてない規模で行政処分を行う」
- ・14年6月 17年ぶりに業務停止命令を発動
- ・14年8月 違反情状が特に重いとして、登録取消し処分を発動(全国で始めて)

(登録審査の厳格化等)

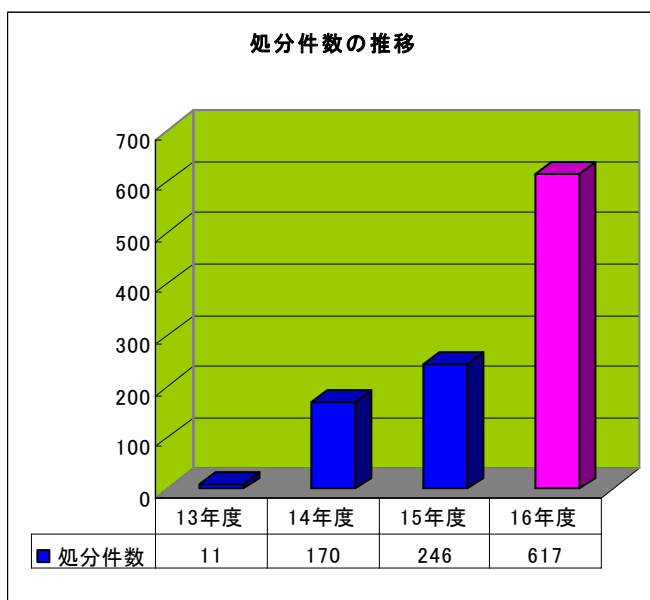
- ・15年10月 新規登録申請の際の現地確認調査の徹底
- ・15年11月 新規・更新登録手数料の改定(4万3千円 → 15万円)

## 2 主な取り組み実績

### (1) 悪質業者等に対する行政処分

#### ① 平成 16 年度の状況

都は、警視庁との連携の下に、悪質な貸金業者等に対する行政処分を積極的に行っており、平成 16 年度は、過去最多となる 617 件の登録取消処分を実施した。



※ 16 年度の取消し処分のうち、違反情状の特に重いものは 130 件（前年度 76 件）となっており、逮捕につながった事案もあった。

#### 【主な違反事由：重複掲載】

買取詐欺行為 83 件、保証金詐欺行為 6 件、紹介名目詐欺行為 4 件、高金利 24 件、名義貸し 17 件、不正登録 10 件、年金担保融資 2 件、その他 90 件（誇大広告、変更届出違反 等）

#### ② 17 年度の行政処分の状況

○登録取消し処分 185 件（7 月 13 日現在）

※このうち、違反情状の特に重いものは 82 件

### (2) 都に寄せられた苦情・相談の状況

#### ① 16 年度の状況

16 年度における苦情・相談は半減した。その要因は、ヤミ金融対策法の施行、登録審査の厳格化、立入検査・行政処分の強化などの総合的対策の効果によるものと考えられる。

年 度	13	14	15	16
苦情・相談件数	11,403	21,928	15,088	6,874

### 【苦情・相談内容】

- ・ 法令違反に係るもの 5,645 件  
(商品買取や融資紹介、保証金名目などを騙った詐欺行為が全体の6割を占める。  
次いで、高金利が約2割、取立て行為が約1割となっている。)
- ・ 法令違反に係るもの以外 863 件
- ・ 債務整理に係るもの 366 件 計 6,874 件

### 【問合せ・相談者の状況】

- ・ 都外在住者による相談が 8割 を超える

### ② 17年度の苦情・相談の状況

2,633 件 (4~6月) ⇒ 昨年度よりも 増加傾向 にある

### 【最近の苦情・相談の傾向】

- ・ 正規の登録業者名や登録番号等を騙って詐欺行為をはたらいている「詐称業者」に関する相談が目立つ

## Ⅲ 指導・監督上の課題

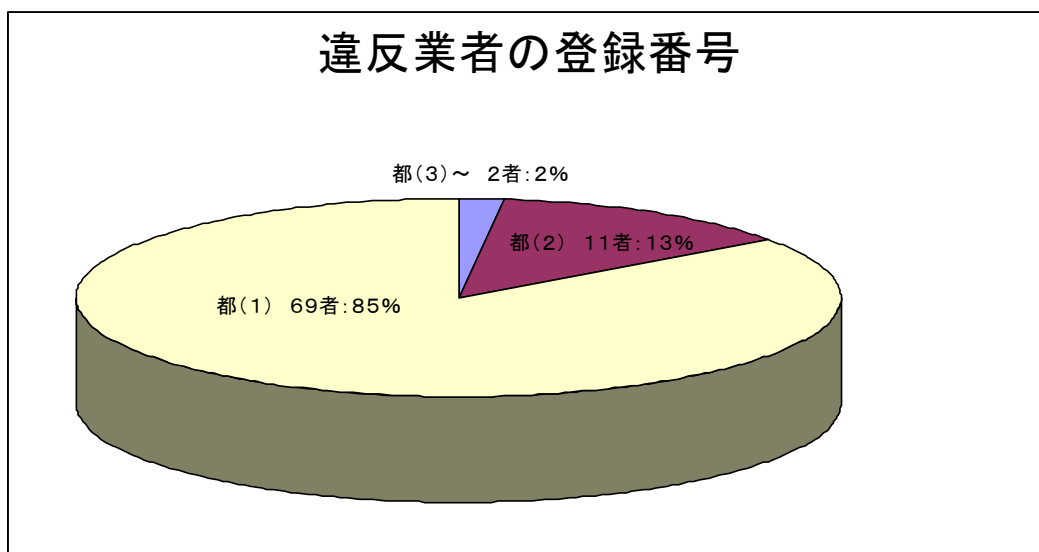
### 1 違反業者等の実態

#### (1) 調査対象

17年度の登録取消し処分業者のうち、違反情状の特に重いもの 82者

#### (2) 違反業者の実態

##### ① 違反業者の内訳



## ② 主な違反事由（重複掲載）

紹介詐欺行為 17 件、買取詐欺行為 15 件、保証金詐欺行為 5 件、  
その他の詐欺行為 8 件、高金利 32 件、不正登録 5 件、年金担保 3 件、  
その他貸金業法違反（誇大広告、変更届出違反 等）45 件、

## ③ 違反業者（代表者）の年齢

- 登録時年齢が20代の者が約半数を占める。

（20代 40人、 30代 29人、 40代以上 13人）

## ④ 本人からの「事情聴取」による実態

- 代表者の前職

高等学校卒業（中退）後、数種類の職業経験あり（多種多様）

- 開業の動機

「以前から興味を持っていた。」「金儲けができると思った。」

- 開業資金

300万円～500万円程度（自己資金又は知人等からの借入れ）

- 従業員の状況（知人の紹介又はアルバイト雑誌等で募集）

・代表者のほかに3名程度（主に20代の若者）

- 不法行為に至った経緯 —本人からの聞き取り—

「小口融資を始めたものの焦げ付きが多く、以前知人から聞いて知った手口（詐欺行為等）を使って、手っ取り早く金を稼ごうと思った。」

「以前、登録貸金業者の従業員として働いていたが、都の取消し処分を受けて営業できなくなった。当時の代表者から持ちかけられて、今度は自分が代表者として、新たな貸金登録を受けた。儲かると思って始めたがうまくいかず、従業員であった時に覚えた買取詐欺を行うようになった。」

### （反省の弁）

「詐欺行為を働いていたが、月約200万円の広告代、月約16万円の事務所家賃、一人20万円から30万円の給料、月約40万円の電話代の支払いがあり、儲けはなかった。もう2度と貸金業はやりませんし、被害者に対しては誠意を持って対処します。」

## 【実態からみた悪質業者像】

貸金業に関する十分な知識と経営能力を備えていない  
比較的年齢の若い代表者が、  
安易に貸金業者として開業した結果経営に行き詰まり、  
あるいは当初から不正の意図を持って登録し、  
開業後の時期を置かずに違法行為に走る。

安易な参入（登録）→悪質化（被害の発生拡大）→登録取消し処分  
新たな参入（登録）→

## 2 今後の課題